

条 例 改 正 の ポ イ ン ト

1 名称の変更

名称を「山梨県消費生活条例」とする。

2 目的規定、理念規定、責務規定の改正

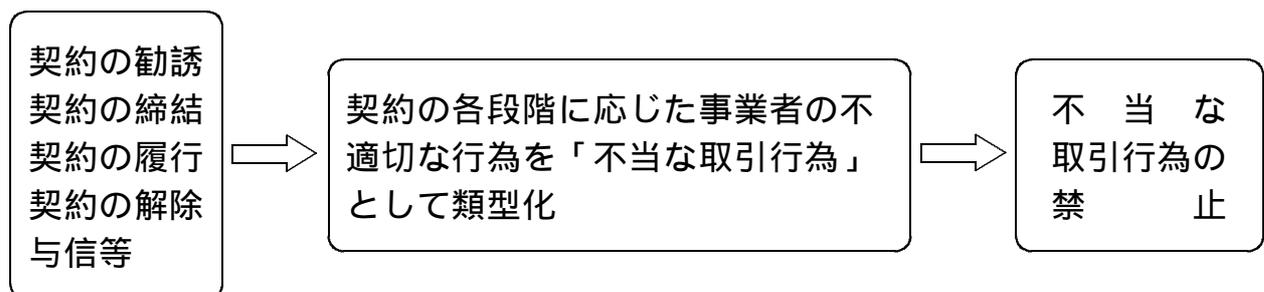
消費者と事業者との間に情報の質及び量、交渉力等に格差があるという実態を明記し、従前の「消費者の保護」中心の規定から「消費者の権利の尊重及び消費者の自立の支援等」を基本理念とする規定とした。また、条例の目的、基本理念を踏まえ、県、事業者、事業者団体の責務及び消費者の役割を見直し、消費者団体の役割を新たに規定した。

消費者の権利

- 一 消費者の安全が確保される権利
- 二 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 必要な情報及び教育の機会を提供される権利
- 四 消費者の意見が県の消費者施策に反映される権利
- 五 被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利

3 不当取引行為に係る規定の拡充

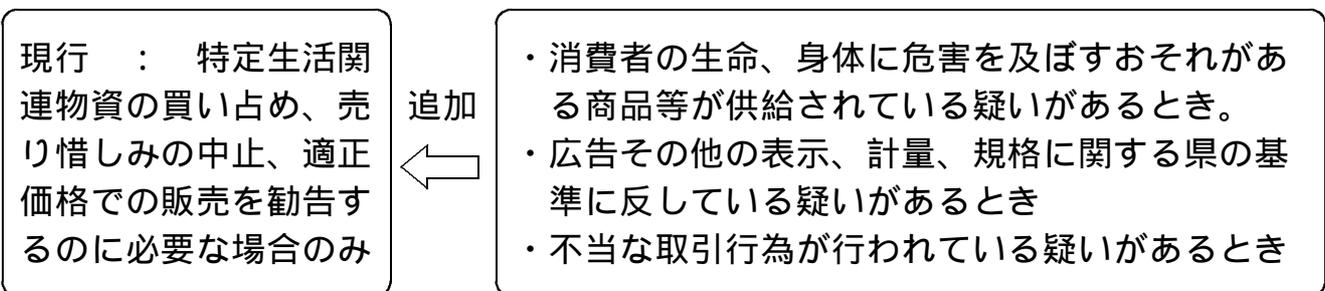
不当な取引行為について、現行条例が主として契約勧誘段階に着目して規制していることから、その内容を充実整備して、悪質商法など事業者の不適切な行為による消費者被害を防止する。



4 知事の調査権限及び公表規定の拡充

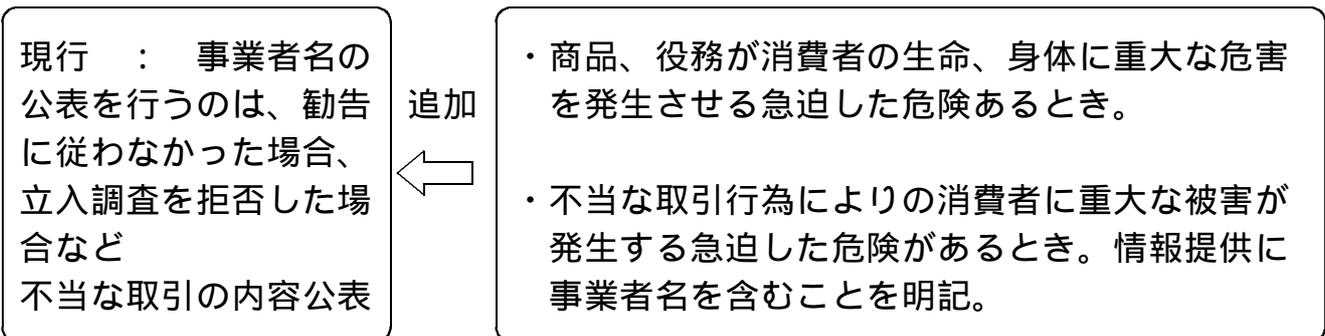
立入調査権限の拡充

条例の実効性の担保の観点から次の場合の立入調査権限を明記する。



事業者名の公表

消費者被害の発生や拡大防止に有効であるとの観点から、次の場合に事業者名を含めた情報提供を行う。

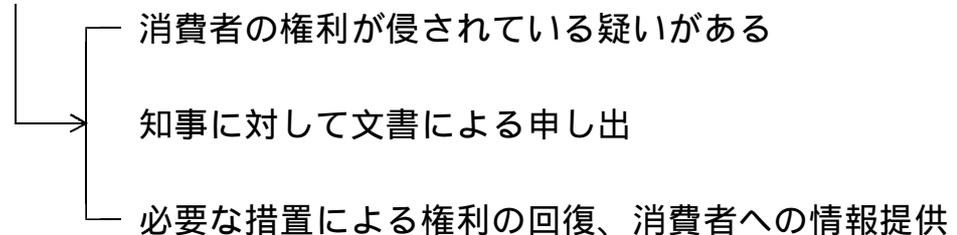


4 知事への申し出制度の新設

消費者の権利 ← 消費者の意見が消費者行政へ反映されること

↓ (具体化)

知事への申し出制度の新設



5 その他

不十分な規定の整備、分かりにくい規定の見直しなど必要な整理を行う。